

令和6年12月20日  
航空局 近畿圏・中部圏空港課

## 関西エアポート(株)の旅客取扱施設利用料の上限認可について

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第29条第2項に規定する空港運営権者である関西エアポート株式会社からの旅客取扱施設利用料(※)の上限認可申請について、同法第32条第2項において準用する空港法第16条に基づき、本日(12月20日)付で認可しました。

※旅客取扱施設利用料…空港の旅客ターミナルビルの利用対価として、航空旅客から徴収する料金。

1. 空港の名称 関西国際空港
2. 申請者 関西エアポート株式会社
3. 料金の上限 第1旅客ターミナルビル(国際線)  
出発旅客 各々1人あたり(消費税込)  
大人3,310円 小人1,660円  
乗継旅客 各々1人あたり(消費税込)  
大人660円 小人330円  
  
第1旅客ターミナルビル(国内線)  
出発・到着旅客 各々1人あたり(消費税込)  
大人560円 小人280円
4. その他 ・料金の徴収開始時期 : 令和7年4月1日以降の発券、搭乗分から  
・料金の徴収方法 : 航空券に含ませ航空運賃と同時に徴収

お問い合わせ先

航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課

03-5253-8111 蒲谷(内線 49-638)、松原(内線 49-619)

03-5253-8729(直通)